

議案第 84 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定する。

令和 4 年 9 月 2 日提出

川崎市長 福田 紀彦

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 1 条 川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 14 年川崎市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「川崎市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年川崎市条例第 38 号。以下「定年条例」という。）第 12 条又は第 13 条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「地方公務員法」の次に「（昭和 25 年法律第 261 号）」を加え、同項第 4 号中「川崎市職員の定年等に関する条例（昭和 59 年川崎市条例第 38 号）」を「定年条例」に改め、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 定年条例第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により同条第 1 項に規定

する異動期間（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年川崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号。以下「定年条例」という。）第12条又は第13条第1項」に、「者」を「職員」に改め、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第4号中「川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）」を「定年条例」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

（川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第3条 川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年川崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（川崎市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第4条 川崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年川崎市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「昭和59年川崎市条例第38号」の次に「。以下「定年

条例」という。」を加え、同条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条第2号中「川崎市職員の定年等に関する条例」を「定年条例」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第15条第1項の表中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第16条の3第3項」を「第16条の3第4項」に改める。

第22条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第23条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年川崎市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第14条の5の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）第12条又は第13条第1項」に改め

る。

(川崎市職員の再任用に関する条例の廃止)

第6条 川崎市職員の再任用に関する条例（平成12年川崎市条例第55号）

は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用職員（川崎市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年川崎市条例第 号）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）は、第1条の規定による改正後の川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第2項第1号に規定する川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号。以下「定年条例」という。）第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員とみなして、新条例第2条第2項第1号の規定を適用する。
- 3 暫定再任用職員は、第2条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第2条第2項第1号に規定する定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員とみなして、新条例第2条第2項第1号の規定を適用する。
- 4 暫定再任用職員は、第5条の規定による改正後の川崎市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下この項において「新条例」という。）第14条の5に規定する定年条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員とみなして、新条例第14条の5の規定を適用する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の整備を行うため、この条例を制定するものである。